

広島から「安保法制懇」の報告書に抗議します

安倍晋三首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）は本日、政府に報告書を提出しました。報告書は、集団的自衛権の行使は憲法9条の定める「必要最小限度」の自衛権の範囲内だとして、憲法解釈を見直すよう求めています。集団的自衛権とは、自国が攻撃されなくても、密接な関係にある他国が攻撃された場合、その他国を守るために武力を行使することができるとするものです。「自衛権」というより「他衛権」と呼ぶべきものです。歴代政府が一貫して禁じてきた他国のための武力行使を可能にするものです。

安倍首相はこの報告書の提出を受け、ただちに国家安全保障会議（日本版 NSC）の4大臣会合を開催。その後「基本的方向性」なるものを記者会見で表明しました。年末の日米防衛協力指針（ガイドライン）の改定に間に合わせるため、秋の臨時国会までに解釈変更を閣議決定しようとしています。

集団的自衛権の行使容認は、日本という国のかたちを根本から変えます。「他国への攻撃に対して日本は武力を行使できない」というこれまでの憲法解釈上の歯止めを取り外します。自衛隊を「殺し殺される」戦場に送りこむものです。閣議決定でこのように憲法の解釈を変えることは、憲法そのものを否定するものにほかなりません。しかも、そのために暴走を続ける安倍首相の手法は、欺瞞に満ちています。

安倍政権は、「戦争する国」づくりを国民に押し付けるため、二つの手口を使っています。一つは、「限定行使」論というごまかしです。「集団的自衛権の行使の範囲を限定するから安心してくれ」と言います。しかし、一度、「戦争しない」という憲法上の歯止めがはずされたら、時の政権の政策判断で範囲は無限定に広がります。二つ目の手口は、架空のシミュレーションを並べて、「備えがなくていいのか」と国民を恫喝することです。政府は、一連の「具体的事態」なるものを並べ立てていますが、そのどれもが現実には起こり得ない架空のこじつけばかりです。

先の大戦で原爆を投下され、多くの苦しみを今なお味わい続けている広島の私たちは、声を大にして求めます。安倍首相は憲法を守れ！ 9条を守れ！ ごまかしと恫喝で日本を「戦争する国」にするな！

2014年5月15日

安保法制懇の報告書提出に抗議する原爆ドーム前座り込み集会参加者一同